

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容	1. 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、賦課期日現在市内に住所を有する個人又は市内に住所を有しないが事業所や家屋敷を有する個人に対して市民税、都民税の賦課決定事務を行う。 2. 特定個人情報ファイルは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務に利用する。 ①個人住民税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正並びに賦課決定通知書の送達 ②税務調査の実施 ③個人住民税の各種控除(配偶者、配偶者特別、扶養、障害者、寡婦等)の適用 ④個人住民税の減免 ⑤個人住民税の課税(家屋敷課税)
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 個人課税情報照会 2. 照会・更新 個人住民税に関する課税情報を照会・更新を行う。 3. 課税資料照会・更新 個人住民税に関する課税資料を照会・更新を行う。 4. 事業所宛名照会・更新 課税資料を提出する事業所情報を照会・更新を行う。 5. 国税連携 国税連携データの取り込み・照会を行う。 6. 年金特徴対象者情報 公的年金支払者からの年金特別徴収対象者情報を記録する。 7. 住民税管理 課税異動データの把握や諸帳票、調査リストの作成を行う。 8. 住民税環境設定 通知書の交付日、納期限の設定を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (eLTAXシステム、国税連携システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAX(エルタックス)システム
②システムの機能	1. 申告データの審査・照会を行う。 2. 申請・届出データの審査・照会を行う。 3. 申告データの連携を行う。 4. 給与支払報告書、公的年金支払報告書、給与所得者異動届書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届書、市民税・都民税特別徴収への切替依頼書等に係るデータの取り込み、照会、検索、印刷、管理等を行う。 5. 個人住民税の公的年金特別徴収事務に必要なデータの送受信を行う。 6. 給与に係る特別徴収税額通知データを送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税庁とのデータ連携を行い、所得税確定申告書等に係るデータの取り込み、照会、印刷、管理等を行う。 2. 所得税確定申告書等に係るデータについて、他自治体へ団体間回送業務を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)

システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管、管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持、管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 2. 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第20条 (別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
その必要性	個人住民税の適正な賦課を行うために特定個人情報が必要である。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	その妥当性 1. 識別情報 課税対象者を特定するため。 2. 連絡先情報 課税対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため。 3. 業務関係情報 ①国税関係情報 課税対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため。 ②地方税関係情報 個人住民税を賦課決定・賦課更正をするために算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うため。 ③医療保険関係情報: 課税対象者の国民健康保険税申告書に基づき個人住民税の賦課を行い、及び社会保険料控除の把握をするため。 ④障害者福祉関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うため。 ⑥介護・高齢者福祉関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑦雇用・労働関係情報: 特別徴収先の事業所を把握するために記録 ⑧年金関係情報: 課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、保険年金課、障害福祉課、生活福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体、昭島市教育委員会 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払報告者、公的年金支払報告者（日本年金機構を除く。） ） ☐ その他 （
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （
③使用目的 ※		適正かつ公平な賦課及び収納の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④使用の主体	使用部署	市民部課税課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 申告情報の取得 ①住民・国税庁・企業等・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ②賦課に必要な情報（生活保護・障害等）を照会し取得する。 2. 賦課情報の作成・通知 ①各種申告情報から賦課情報を作成する。 ②税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ③納税者（普通徴収対象者の場合）、年金保険者及び各企業（特別徴収対象者の場合）へ税額を通知する。 3. その他の異動 課税資料の提出、課税調査等必要に応じて、徴収方法の変更・税額更正等を行う。
	情報の突合	取得した申告情報と各種関係情報を突合し、個人特定及び課税・非課税の決定、市民税・都民税税額の決定を行う【上記1・2】
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない （ 4 ） 件
委託事項1		システム保守管理業務、法制度改正に伴う改修業務
①委託内容		システム保守管理業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		課税資料のデータパンチ業務
①委託内容		市・都民税申告書、給与や年金支払報告書に記載されている情報をデータパンチして税務システムで利用することができる電子データファイルを作成する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。再委託業者の許諾時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をする。
	⑥再委託事項	市・都民税申告書、給与や年金支払報告書に記載されている情報をデータパンチして税務システムで利用することができる電子データファイルを作成する。
委託事項3		納税通知書等の作成及び封入封緘業務
①委託内容		納税通知書等の作成及び封入封緘作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。再委託業者の許諾時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をする。
	⑥再委託事項	当初賦課時の納税通知書等の印字出力及び封入封緘を行う。
委託事項4		eLTAX(エルタックス)システム保守業務
①委託内容		eLTAX(エルタックス)システムの保守、データ連携サポート
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (64) 件 ☐ 移転を行っている (20) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2に該当する項(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号、別表第2に該当する項(別紙1参照)
③提供する情報	地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収対象者、給与特別徴収税額決定情報を給与特別徴収義務者が把握する
③提供する情報	給与特別徴収対象者、給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (eLTAXシステム) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	給与特別徴収義務者へ電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、eLTAXシステムにより給与特別徴収税額情報を提供する都度

提供先3	日本年金機構及び年金特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収対象者、年金特別徴収税額決定情報を年金特別徴収義務者が把握する
③提供する情報	年金特別徴収対象者、年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (eLTAXシステム [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	年金特別徴収義務者へeLTAXシステムにより年金特別徴収対象者情報、年金特別徴収税額情報を提供する都度
提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	扶養是正情報等を把握する
③提供する情報	扶養是正情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養是正対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (国税連携システム [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙)
⑦時期・頻度	国税庁長官へ扶養是正情報等を提供する都度

提供先5	昭島市教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第11号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第5条	
②提供先における用途	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	②就学援助費の支給に関して対象となる者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁内連携システム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項及び第3項の事務を行う部署(別紙1、2参照)	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項及び第3項	
②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第1項に規定する事務(別紙1、別紙2参照)	
③移転する情報	地方税関係情報(個人住民税情報)	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【課税マスタ】

(1) 賦課年度区分、(2) 賦課年度、(3) 住民コード、(4) 賦課年度区分、(5) レコード区分、(6) 事業所番号、(7) 納番、(8) 受給者番号、(9) 生年月日、(10) 納通発行済フラグ、(11) 課税区分、(12) 保留コード、(13) 納税者番号(住民税用世帯番号)、(14) 本人該当区分、(15) 控配有無、(16) 夫有、(17) 未成年、(18) 老年者、(19) 寡父区分、(20) 勤労学生、(21) 老非該当、(22) 本人障害、(23) 扶養人数、(24) 老人扶養人数、(25) 同居老人扶養人数、(26) 特定扶養人数、(27) その他扶養人数、(28) 年少扶養人数、(29) 家族障害、(30) 特障扶養人数、(31) 同居障害者人数、(32) 他障扶養人数、(33) 控配同特障区分、(34) 各種表示1、(35) 青白区分、(36) 本人専従、(37) 専従配偶者、(38) 専従その他人数、(39) 一括徴収、(40) 生保換算区分、(41) 生活状況、(42) 非課税コード、(43) 減免区分入力、(44) 所得割課税表示、(45) 資料種別コード、(46) 乙欄、(47) 農業区分、(48) 自主決定フラグ、(49) 海外フラグ、(50) 所得税有無、(51) 均等割関係、(52) 均等割のみ、(53) 均等割軽減、(54) 均等割なし、(55) 減免区分、(56) 生活保護、(57) 強制入力、(58) 均等割減、(59) 配特有無、(60) 通知書番号、(61) 申告書番号、(62) 専従者給与合計、(63) 所得関係、(64) 所得テーブル、(65) 所得統一コード、(66) 所得金額、(67) 控除関係、(68) 控除テーブル、(69) 控除統一コード、(70) 控除金額、(71) 課税標準関係、(72) 課税標準額テーブル、(73) 課税統一コード、(74) 課税金額、(75) 算出所得割額関係、(76) 算出所得割額テーブル、(77) 算出所得割額統一コード、(78) 算出所得割額、(79) 差引所得割均等割、(80) 市差引所得割統一コード、(81) 市差引所得割額、(82) 市均等割統一コード、(83) 市均等割額、(84) 都差引所得割統一コード、(85) 都差引所得割額、(86) 都均等割統一コード、(87) 都均等割額、(88) 算所所得割平均税率、(89) 算所市所得割平均税率、(90) 算所都所得割平均税率、(91) 年税額、(92) 特徴課税額、(93) 特徴課税課税標準額総、(94) 特徴課税標準額その他、(95) 特徴課税差引所得割額市、(96) 特徴課税均等割額市、(97) 特徴課税差引所得割額都、(98) 特徴課税均等割額都、(99) 特徴課税既年税額、(100) 普徴課税額、(101) 普徴課税課税標準額総、(102) 普徴課税課税標準額その他、(103) 普徴課税差引所得割額市、(104) 普徴課税均等割額市、(105) 普徴課税差引所得割額都、(106) 普徴課税均等割額都、(107) 普徴課税既年税額、(108) 差引税額市、(109) 差引税額都、(110) 差引税額合計、(111) 表示用項目、(112) 全体市差引所得割額、(113) 全体市均等割額、(114) 全体都差引所得割額、(115) 全体都均等割額、(116) 特徴市差引所得割額、(117) 特徴市均等割額、(118) 特徴都差引所得割額、(119) 特徴都均等割額、(120) 普徴市差引所得割額、(121) 普徴市均等割額、(122) 普徴都差引所得割額、(123) 普徴都均等割額、(124) 異動情報、(125) 変更事由、(126) 変更事由コード1、(127) 変更事由コード2、(128) 変更事由コード3、(129) 徴収済み、(130) 徴収開始月、(131) 徴収済み期、(132) 徴収開始期、(133) ユーザ金額1、(134) ユーザ金額2、(135) ユーザ金額3、(136) ユーザ金額4、(137) ユーザ金額5、(138) ユーザフラグ1、(139) ユーザフラグ2、(140) ユーザフラグ3、(141) ユーザフラグ4、(142) ユーザフラグ5、(143) 少額フラグ、(144) エラー表示1、(145) エラー表示、(146) 置換え表示1、(147) 置換え表示、(148) 転勤該当、(149) 退職該当、(150) 転勤元情報、(151) 転勤元事業所番号、(152) 転勤元納番、(153) 転勤元徴収方法、(154) 課税連絡票状況、(155) 課税資料種別、(156) 課税資料番号、(157) 課税簿冊番号、(158) 課税一連番号、(159) 変更年月日、(160) 変更元号、(161) 変更年、(162) 変更月、(163) 変更日、(164) 主たる資料番号、(165) 簿冊番号、(166) 総括表一連番号、(167) 一連番号、(168) 本人希望徴収区分、(169) 特徴発布日、(170) 普徴発布日、(171) 譲渡配当割還付金額、(172) ソート用領域、(173) 発布回数、(174) 性別、(175) 予備キー、(176) 備考、(177) 控除不足額、(178) 債権額、(179) 年金特徴義務者コード、(180) 年金種別コード、(181) 年金特徴課税額、(182) 年金特徴課税課税標準額総、(183) 年金特徴課税課税標準額その他、(184) 年金特徴課税差引所得割額市、(185) 年金特徴課税均等割額市、(186) 年金特徴課税差引所得割額都、(187) 年金特徴課税+A3均等割額都、(188) 年金特徴課税既年税額、(189) 表示用項目2、(190) 年金特徴市所得割表示用、(191) 年金特徴市均等割表示用、(192) 年金特徴都所得割表示用、(193) 年金特徴都均等割表示用、(194) 年金特徴発布日、(195) 年金特徴開始月、(196) 年金特徴済み、(197) 年金特徴期別税額、(198) 4月税額、(199) 6月税額、(200) 8月税額、(201) 10月税額、(202) 12月税額、(203) 2月税額、(204) 年金特徴期別税額テーブル、(205) 年金特徴普徴税額、(206) 年金分1期、(207) 年金分2期、(208) 年金特徴期別充当額、(209) 4月充当額、(210) 6月充当額、(211) 8月充当額、(212) 10月充当額、(213) 12月充当額、(214) 2月充当額、(215) 年金特徴期別義務者コード(216) 4月義務者コード、(217) 6月義務者コード、(218) 8月義務者コード、(219) 10月義務者コード、(220) 12月義務者コード、(221) 2月義務者コード、(222) 年金特徴期別年金コード、(223) 4月年金コード、(224) 6月年金コード、(225) 8月年金コード、(226) 10月年金コード、(227) 12月年金コード、(228) 2月年金コード、(229) 年金特徴通知書番号、(230) 4月通知書番号、(231) 6月通知書番号、(232) 8月通知書番号、(233) 10月通知書番号、(234) 12月通知書番号、(235) 2月通知書番号、(235) 年金特徴普徴充当額、(236) 年金分1期充当額、(237) 年金分2期充当額、(238) 年金特徴継続フラグ、(239) 年金普徴課税既年税額、(240) 居住年月日、(241) 住宅旧制度フラグ、(242) 申告年月日、(243) 役所コード、(244) エラー解除済みフラグ、(245) 訂正済フラグ、(246) IDカードナンバー、(247) 修正区分、(248) 処理年月日、(249) 賦課年度区分、(250) 月別税額、(251) 6月税額、(252) 7月税額、(253) 8月税額、(254) 9月税額、(255) 10月税額、(256) 11月税額、(257) 12月税額、(258) 1月税額、(259) 2月税額、(260) 3月税額、(261) 4月税額、(262) 5月税額、(263) 特徴月別税額テーブル、(264) 月別税額、(265) 月別充当額、(266) 6月充当額、(267) 7月充当額、(268) 8月充当額、(269) 9月充当額、(270) 10月充当額、(271) 11月充当額、(272) 12月充当額、(273) 1月充当額、(274) 2月充当額、(275) 3月充当額、(276) 充当額、(277) 5月充当額、(278) 特徴月別充当額テーブル、(279) 月別充当額、(280) 月別事業所番号、(281) 6月事業所番号、(282) 7月事業所番号、(283) 8月事業所番号、(284) 9月事業所番号、(285) 10月事業所番号、(286) 11月事業所番号、(287) 12月事業所番号、(288) 1月事業所番号、(289) 2月事業所番号、(290) 3月事業所番号、(291) 4月事業所番号、(292) 5月事業所番号、(293) 月別事業所番号テーブル、(294) 事業所番号、(295) 賦課年度区分、(296) 課定年度、(297) 普徴期別税額、(298) 4月納期税額、(299) 5月納期税額、(300) 6月納期税額、(301) 7月納期税額、(302) 8月納期税額、(303) 9月納期税額、(304) 10月納期税額、(305) 11月納期税額、(306) 12月納期税額、(307) 1月納期税額、(308) 2月納期税額、(309) 3月納期税額、(310) 普通期別充当額、(311) 4月納期充当額、(312) 5月納期充当額、(313) 6月納期充当額、(314) 7月納期充当額、(315) 8月納期充当額、(316) 9月納期充当額、(317) 10月納期充当額、(318) 11月納期充当額、(319) 12月納期充当額、(320) 1月納期充当額、(321) 2月納期充当額、(322) 3月納期充当額

【課税対象者マスタ】

(1) 賦課年度区分、(2) 賦課年度、(3) 住民コード、(4) 予備キー、(5) 世帯番号、(6) 住民税用世帯番号(納税者番号)、(7) 続柄コード、(8) 続柄漢字、(9) 氏名カナ、(10) 氏名カナ1、(11) 氏名カナ2、(12) 生年月日、(13) 性別、(14) 誰に扶養、(15) 誰に世帯(世帯コード)、(16) 誰に住民(住民コード)、(17) 扶養者特定表示、(18) 扶養専従区分、(19) 配偶者区分、(20) 配偶者住民コード、(21) 扶養控除内訳、(22) 障害者控除、(23) 老人扶養控除、(24) 前年世帯情報、(25) 世帯番号、(26) 配偶者区分、(27) 配偶者住民コード、(28) 住民区分、(29) 住定事由、(30) 住民となった年月日、(31) 住民でなくなった年月日、(32) 賦課期日住所、(33) 住所編集パターン、(34) 行政区コード、(35) 賦課期日住所コード、(36) 住所コード(町コード)、(37) 棟番号、(38) 番地コード、(39) 号コード、(40) 枝番コード、(41) 子枝番コード、(42) 市外コード、(43) 賦課期日漢字、(44) 賦課期日住所漢字、(45) 賦課期日方書漢字、(46) 賦課期日氏名漢字、(47) 賦課期日通称名漢字、(48) 本国名カナ、(49) 世帯主氏名カナ、(50) 世帯主氏名漢字、(51) 世帯内グループ、(52) 筆頭者氏名、(53) 世帯内順位、(54) 税世帯続柄、(55) 前年情報、(56) 前年事業所番号、(57) 確定申告書番号、(58) 前年個人区分、(59) 前年徴収区分、(60) 前年専従者有無、(61) 前年均等割りのみ区分、(62) 前年扶養情報、(63) 前年誰に世帯(世帯コード)、(64) 前年誰に住民(住民コード)、(65) 前年扶養者特定表示、(66) 前年扶養専従区分、(67) 前年障害者控除、(68) 前年老人扶養控除、(69) 通知書番号、(70) 電話番号、(71) 申告書発送理由コード、(72) 申告書打出し区分、(73) 催告書発送済表示、(74) 催告書不要、(75) 未申告区分、(76) 納通公示、(77) 住登外課税通知、(78) 証明発行不可、(79) 生保情報、(80) 生保区分、(81) 生保取得年月日、(82) 生保喪失年月日、(83) 年金資格区分、(84) 終了予定年度、(85) 終了予定年度区分、(86) 備考コード、(87) 国民健康保険料、(88) 介護保険料、(89) 寡婦理由、(90) 障害区分、(91) 申告書発送理由コード2、(92) 申告書発送理由コード例月1、(93) 申告書発送理由コード例月2、(94) 申告書発送理由コード例月3、(95) メンテナンスリスト対象、(96) 本人扶養照会人数、(97) 他市所得調査、(98) 家屋数、(99) 事業所フラグ、(100) ユーザーフラグ、(101) ユーザーフラグ1、(102) ユーザーフラグ2、(103) ユーザーフラグ3、(104) ユーザーフラグ4、(105) ユーザーフラグ5、(106) 更新保護フラグ、(107) IDカードナンバー、(108) 修正区分、(109) 処理年月日、(110) 置換え表示、(111) 置換え表示コード、(112) 役所コード、(113) 被爆者フラグ

【資料マスタ】

(1) 賦課年度区分、(2) 賦課年度、(3) 資料番号、(4) 簿冊番号、(5) 総括表一連番号、(6) 一連番号、(7) 検索キー、(8) 住民コード、(9) 資料種別コード、(10) 大分類、(11) 小分類、(12) 資料コード1、(13) 大分類1、(14) 小分類1、(15) 資料登録日、(16) 確定申告書番号、(17) 住民コード1、(18) 氏名カナ、(19) 生年月日1、(20) 生年月日、(21) 性別、(22) 保留コード、(23) 事業所関係、(24) 事業所番号、(25) 事業所区分、(26) 受給者番号、(27) 前年専従者有リフラグ、(28) 住民税用世帯番号、(29) 履歴番号、(30) 所得関係、(31) 所得テーブル、(32) 所得テーブル1、(33) 所得統一コード、(34) 所得金額、(35) 控除関係、(36) 控除テーブル、(37) 控除テーブル1、(38) 控除統一コード、(39) 控除金額、(40) 人的控除、(41) 控配有無、(42) 夫有、(43) 未成年、(44) 扶養人数、(45) 老人扶養人数、(46) 老人扶養人数NMC、(47) (内) 同居老親人数、(48) (内) 同居老親人数NMC、(49) 特定扶養人数、(50) 特定扶養人数NMC、(51) その他扶養人数、(52) その他扶養人数ニューメリク、(53) 年少扶養人数、(54) 年少扶養人数NMC、(55) 家族障害数、(56) 特別障害者数、(57) 特別障害者数NMC、(58) (内) 同居特別障害者数、(59) (内) 同居特別障害者数NMC、(60) その他障害者数、(61) その他障害者数NMC、(62) 控配同特表示、(63) 本人障害、特別障害、(64) その他障害、(65) 本人該当、(66) 老年者、(67) 特別寡婦、(68) 寡婦、(69) 寡夫、(70) 勤労学生、(71) 給与年金内訳1、(72) 給与年金内訳、(73) 種別コード、(74) 収入金額1、(75) 収入金額、(76) 配偶扶養専従内容、(77) 特定済フラグ、(78) 配偶扶養専従コード、(79) 配偶扶養専従カナ名、(80) 配偶扶養専従生年月日1、(81) 配偶扶養専従生年月日、(82) 扶養控除額専従給与額1、(83) 扶養控除額専従給与額、(84) 配偶扶養専従住民コード、(85) 配偶扶養専従障害者コード、(86) 市外専従コード、(87) 配専フラグ、(88) 専従者給与合計、(89) 徴収(希望)方法、(90) 該当事項フラグ、(91) 職業フラグ、(92) 事業所課税フラグ、(93) 本人専従フラグ、(94) 休職フラグ、(95) 海外(非居住)フラグ、(96) 別居扶養表示、(97) 丙欄、(98) 青色申告、(99) 生活状況、(100) 申告書発送フラグ、(101) 家屋敷課税フラグ、(102) みなし法人フラグ、(103) 配特ビット、(104) 年調フラグ、(105) 少額給報、(106) 年金過年度フラグ、(107) 業種コード、(108) 給与支払報告書、(109) 就職年月日、(110) 退職年月日、(111) 前職支払額その1、(112) 前職支払額、(113) 前職社保控除額1、(114) 前職社保控除額、(115) 死亡退職、(116) 前職フラグ、(117) 外国人、(118) 乙欄、(119) 適用条文1、(120) 適用条文2、(121) 適用条文3、(122) マスターチェックエラー、(123) 扶養チェックエラー、(124) ワーニングチェックエラー、(125) エラーチェックエラー、(126) その他の項目、(127) エラー表示1、(128) エラー表示、(129) 置換え表示1、(130) 置換え表示、(131) 支払年月日1、(132) 支払年月日、(133) 特徴異動届出情報、(134) 徴収済月、(135) 異動事由、(136) 未徴収税額の徴収方法、(137) 異動開始月、(138) 転勤先事業所番号、(139) 主たる資料番号、(140) 適用条文A、(141) 適用条文B、(142) 適用条文C、(143) 寡婦理由、(144) 生命保険料支払額、(145) 短期損害保険支払額、(146) 電話番号、(147) 居住年月日1、(148) 居住年月日2、(149) 住宅旧制度フラグ、(150) 特定増改築フラグ1、(151) 特定増改築フラグ2、(152) 住宅控除適用消費税率1、(153) 住宅控除適用消費税率2、(154) 役所コード、(155) 有資格(自主決定)、(156) 租税条約、(157) エラー解除、(158) 優先番号、(159) 使用不可、(160) 課対生年月日、(161) 65才以上フラグ、(162) 更新保護フラグ、(163) 本人特定フラグ、(164) 優先資料フラグ、(165) 資料分類区分、(166) 個人査定済フラグ、(167) IDナンバー、(168) 修正区分、(169) 処理年月日、(170) 配特有無、(171) エラー解除、(172) 削除有無、(173) 原票記載個人番号、(174) 配扶専原票記載個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <個人住民税システムから情報を提供・移転する際の措置> ・個人住民税システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人住民税システムへのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。
その他の措置の内容	システム操作ログの記録を実施
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバーを利用して、課税情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・個人住民税システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・個人住民税情報が表示された画面コピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託業者へは、再委託先業者にも本契約と同内容の情報取扱注意項目を遵守させ、管理監督を行ってもらうよう指示している。	
その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成6年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業員及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)に従い、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する仕組みになっている。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと個人住民税システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと中間サーバーを利用する団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その他の措置の内容	その内容	
	再発防止策の内容	
<市における措置> ・届出書等の紙データについては、キャビネットに保管し、業務終了時には施錠をしている。 ・廃棄する機密文書については、施錠できる倉庫に一時保管し、漏えいのないよう処分している。 物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。 また、技術的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP（「地方公共団体情報システム等のガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査

実施の有無

[☐] 自己点検

[☐] 内部監査

[☐] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[☐] 十分に行っている

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

<市における措置>

・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。

・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

監査に際し、以下の措置を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

その他のリスク対策として、以下の措置を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとす

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 196-8511 昭島市役所 市民部 課税課 住所：東京都昭島市田中町1-17-1 電話：042-544-5111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 196-8511 昭島市役所 市民部 課税課 住所：東京都昭島市田中町1-17-1 電話：042-544-5111(代表)
②対応方法	・問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-6-②所属長	課税課長 池谷 啓史	課税課長 滝瀬 泉之	事後	
平成30年4月1日	I-6-②所属長	課税課長 滝瀬 泉之	課税課長 峰岸 和夫	事後	
平成30年4月1日	II-2-④記録される項目 主な記録項目 ※ その妥当性	[]個人番号 []雇用・労働関係情報 ⑤介護・高齢者福祉関係情報:障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑥生活保護関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うため。 ⑦年金関係情報:課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため。 ⑧雇用労働関係情報:特別徴収先の事業所を把握するために記録	[]個人番号 []雇用・労働関係情報 ⑤生活保護関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うため。 ⑥介護・高齢者福祉関係情報:障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑦雇用労働関係情報:特別徴収先の事業所を把握するために記録 ⑧年金関係情報:課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため。	事後	
平成30年4月1日	II-5提供先1	番号法第19条第7項、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第7号、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照)	事後	
平成30年7月1日	I-6-②所属長	課税課長 峰岸 和夫	課税課長	事後	
平成31年1月31日	I-5-②法令上の根拠	2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事前	
平成31年1月31日	II-5提供・移転の有無	[]提供を行っている(56件) []移転を行っている(25件)	[]提供を行っている(64件) []移転を行っている(32件)	事前	

平成31年1月31日	II-5提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		給与特別徴収義務者 ①番号法第19条第1号 ②給与特別徴収税額決定情報を給与特別徴収義務者が把握する ③給与特別徴収税額 ④[1万人以上10万人未満] ⑤給与特別徴収の対象となる給与所得者 ⑥[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [○]その他(eLTAXシステム) ⑦給与特別徴収義務者へ電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、eLTAXシステムにより給与特別徴収税額情報を提供する都度	事後	
平成31年1月31日	II-5提供先3 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		日本年金機構及び年金特別徴収義務者 ①番号法第19条第1号 ②年金特別徴収対象者、年金特別徴収税額決定情報を年金特別徴収義務者が把握する ③年金特別徴収対象者、年金特別徴収税額 ④[1万人以上10万人未満] ⑤年金特別徴収の対象となる年金所得者 ⑥[○]その他(eLTAXシステム) ⑦年金特別徴収義務者へeLTAXシステムにより年金特別徴収対象者情報、年金特別徴収税額情報を提供する都度	事後	
平成31年1月31日	II-5提供先4 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		国税庁長官 ①番号法第19条第9号 ②扶養是正情報等を把握する ③扶養是正情報等 ④[1万人未満] ⑤扶養是正対象者 ⑥[○]紙 [○]その他(eLTAXシステム) ⑦国税庁長官へ扶養是正情報等を提供する都度	事後	

平成31年1月31日	II-5提供先5 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度		昭島市教育委員会 ①番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第5条 ②就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの ③地方税関係情報(個人住民税情報) ④[1万人以上10万人未満] ⑤②就学援助費の支給に関する対象となる者 ⑥[○]その他(庁内連携システム) ⑦必要に応じて随時	事後	
平成31年1月31日	II-5移転先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ⑥移転方法	番号法第9条第1項別表第1の事務を行う部署(別紙2参照) ①番号法第9条第1項別表第1(別紙2参照) ②番号法第9条第1項別表第1の事務(別紙2参照) ⑥[○]庁内連携システム [○]その他(統合宛名システム)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項及び第3項の事務を行う部署(別紙2、別紙3参照) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第1項に規定する事務(別紙2、別紙3参照) ⑥[○]庁内連携システム []その他(統合宛名システム)	事後	
平成31年1月31日	III-3. 特定個人情報の使用リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムへの接続は、原則として番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	・庁内連携システムへの接続は、原則として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1及び別表第2に規定する事務で使用するシステムのみとする。	事後	
平成31年1月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【資料マスタ】(172)削除有無	【資料マスタ】(172)削除有無、(173)原簿記載個人番号、(174)配扶専原簿記載個人番号	事後	

令和1年12月2日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	①給与や年金支払報告書を税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。 ④再委託しない ⑤ ⑥	①市・都民税申告書、給与や年金支払報告書に記載されている情報をデータパンチして税務システムで利用することができる電子データファイルを作成する。 ④再委託する ⑤委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。 ⑥市・都民税申告書、給与や年金支払報告書に記載されている情報をデータパンチして税務システムで利用することができる電子データファイルを作成する。	事後	
令和3年2月17日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、賦課決定後、必要に応じて税務調査を実施し、公平・公正な賦課更正を行う。 ②個人住民税の各種控除(配偶者、配偶者特別、扶養、障害者、寡婦等)の適用 ③個人住民税の減免 ④個人住民税の課税(家屋敷課税)	①個人住民税の課税標準の決定及び更正、税額の決定及び更正並びに賦課決定通知書の送達 ②税務調査の実施 ③個人住民税の各種控除(配偶者、配偶者特別、扶養、障害者、寡婦等)の適用 ④個人住民税の減免 ⑤個人住民税の課税(家屋敷課税)	事後	
令和3年2月17日	Ⅰ-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 個人課税情報照会 2. 照会・更新 個人住民税に関する課税情報を照会・更新する。 3. 課税資料照会・更新 個人住民税に関する課税資料を照会・更新する。 4. 事業所宛名照会・更新 課税資料を提出する事業所情報を照会・更新する。 5. 国税連携 国税連携データの取り込み・照会を行う。 6. 年金特徴対象者情報 公的年金支払者からの年金特別徴収対象者情報を記録する。 7. 住民税管理 課税異動データの把握や諸帳票、調査リストの作成を行う。 8. 住民税環境設定 通知書の交付日、納期限の設定を行う。	1. 個人課税情報照会 2. 照会・更新 個人住民税に関する課税情報を照会・更新を行う。 3. 課税資料照会・更新 個人住民税に関する課税資料を照会・更新を行う。 4. 事業所宛名照会・更新 課税資料を提出する事業所情報を照会・更新を行う。 5. 国税連携 国税連携データの取り込み・照会を行う。 6. 年金特徴対象者情報 公的年金支払者からの年金特別徴収対象者情報を記録する。 7. 住民税管理 課税異動データの把握や諸帳票、調査リストの作成を行う。 8. 住民税環境設定 通知書の交付日、納期限の設定を行う。	事後	

令和3年2月17日	I-4法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和3年2月17日	I-5-②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 2. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 3. 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第2における情報照会の根拠) 2. 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第20条 (別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	事後	

令和3年2月17日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1. 識別情報 課税対象者を特定するため。 2. 連絡先情報 課税対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため。 3. 業務関係情報 ①国税関係情報 課税対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため。 ②地方税関係情報 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うため。 ③保険関係情報: 課税対象者の国民健康保険税申告書に基づき、個人住民税の賦課を行うため又は社会保険料控除の把握のため。 ④障害者関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑤生活保護関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うため。 ⑥介護・高齢者福祉関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑦雇用労働関係情報: 特別徴収先の事業所を把握するために記録 ⑧年金関係情報: 課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため。	1. 識別情報 課税対象者を特定するため。 2. 連絡先情報 課税対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため。 3. 業務関係情報 ①国税関係情報 課税対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うため。 ②地方税関係情報 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために算出した個人住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うため。 ③医療保険関係情報: 課税対象者の国民健康保険税申告書に基づき個人住民税の賦課を行い、及び社会保険料控除の把握をするため。 ④障害者福祉関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うため。 ⑥介護・高齢者福祉関係情報: 障害者関連の認定情報に基づき、障害者控除の適用を判定するため。 ⑦雇用・労働関係情報: 特別徴収先の事業所を把握するために記録 ⑧年金関係情報: 課税対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特別徴収税額の計算を行うため。	事後	
令和3年2月17日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	⑤委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。	⑤委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。 再委託業者の許諾時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をする。	事後	
令和3年2月17日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	④再委託しない ⑤ ⑥	④再委託する ⑤委託先である株式会社 アイネスより「業務再委託申告書」の提出を受け許諾。 再委託業者の許諾時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をする。 ⑥当初賦課時の納税通知書等の印字出力及び封入封緘を行う。	事後	

令和3年2月17日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ⑥提供方法	【○】その他()	【○】その他(国税連携システム)	事後	
令和3年2月17日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用リスク1 リスクに対する措置の内容	<個人住民税システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <個人住民税システムから情報を提供・移転する際の措置> ・個人住民税システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないようシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	<個人住民税システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <個人住民税システムから情報を提供・移転する際の措置> ・個人住民税システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないようシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。	事後	
令和3年2月17日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保【再委託していない】 具体的な方法	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保【十分に行っている】 具体的な方法 委託業者へは、再委託先業者にも本契約と同内容の情報取扱注意項目を遵守させ、管理監督を行ってもらうよう指示している。	事後	
令和3年2月17日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	事後	

令和3年2月17日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定(平成26年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業内容及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。	<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成6年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業内容及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。	事後	
令和3年2月17日	Ⅲ-9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(嘱託職員、臨時職員、再任用職員等を含む)に適時教育・研修を行う。	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	事後	
令和3年9月1日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	
令和3年9月1日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	事後	

令和3年9月1日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照) ①番号法第19条第7号、別表第2に該当する項(別紙1参照) ②番号法第19条第7号、別表第2に該当する項(別紙1参照)	番号法第19条第8号、別表第2に規定する情報照会者(別紙1参照) ①番号法第19条第8号、別表第2に該当する項(別紙1参照) ②番号法第19条第8号、別表第2に該当する項(別紙1参照)	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	
令和3年9月1日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第5条	番号法第19条第11号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第5条	事前	
令和3年9月1日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、 情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	

令和4年9月1日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	事後	
----------	---------------------------------------	---	--	----	--

令和5年8月1日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	(別表第2における情報提供の根拠) 3. 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる 項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3及び第59条の4	事後	
----------	---------------------------------------	--	---	----	--

令和5年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事前	
----------	---	---	--	----	--

令和5年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・スクリーンセーバーを利用して、課税情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・個人住民税システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・個人住民税情報が表示された画面コピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ・スクリーンセーバーを利用して、課税情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・個人住民税システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・個人住民税情報が表示された画面コピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・届出書等の紙データについては、キャビネットに保管し、業務終了時には施錠をしている。 ・廃棄する機密文書については、施錠できる倉庫に一時保管し、漏えいのないよう処分している。	<市における措置> ・届出書等の紙データについては、キャビネットに保管し、業務終了時には施錠をしている。 ・廃棄する機密文書については、施錠できる倉庫に一時保管し、漏えいのないよう処分している。 物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	事前	

	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	＜市における措置＞ ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク		監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
----------	-----------------------	--	---	----	--